

第 5 号様式（第 14 条関係）

工 事 等 完 了 届 令和 年 月 日 （あて先）厚 木 市 長 届出者 住 所 （所在地） 氏 名 （名称及び代表者名） 印 次のとおり届け出ます。				
1. 届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 道路占用等工事 <input type="checkbox"/> 道路自費工事			
2. 既に受けた許可 （承認）年月日及び 許可（承認）番号	令和 年 月 日 厚木市指令（道管）第 号			
3. 場 所 ・ 路 線 名	厚木市 番地先 ・ 市道 ー 号線			
4. 工 事 の 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
5. 完 了 年 月 日	令和 年 月 日			
6. 復 旧 状 況 （工事の目的）	復 旧 種 別	延 長（m）	幅（m）	面 積（㎡）
7. 施 工 業 者				
8. 添 付 書 類	許可書の写し・案内図・路面復旧（指示）図 工事写真（施工前・中・後）			

上記のとおり届出がありました。

課 長	係 長	係 員	受付	令和	・	・
			検査	令和	・	・
検査状況			決裁	令和	・	・
			完結	令和	・	・

## [完了届提出にあたって]

### 【完了届】

工事が完了した時は、所定の書類を添付して速やか（30日以内）に提出してください。

#### ● （占用掘削）工事写真の内容

- |                                                   |                                           |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 着手前及び完成                  | <input type="checkbox"/> 寸法（起点・中間点・終点）    |
| <input type="checkbox"/> 起点（終点方向へ）                | <input type="checkbox"/> 占用位置             |
| <input type="checkbox"/> 終点（起点方向へ）                | <input type="checkbox"/> 土被り              |
| <input type="checkbox"/> 中間点（起点から終点方向へ）           | <input type="checkbox"/> 埋め戻し状況（一層ごとの出来形） |
| <input type="checkbox"/> 出来栄え（各工種完成後の状況）          | <input type="checkbox"/> 路盤（工種別に一層の仕上げ厚）  |
| <input type="checkbox"/> 路盤                       | <input type="checkbox"/> 表層（仕上げ厚）         |
| <input type="checkbox"/> プライムコート・タックコート・シールコート施工後 | <input type="checkbox"/> 施工状況             |
| <input type="checkbox"/> 占用物件の撤去状況                | <input type="checkbox"/> 転圧機械・敷き均し状況      |
|                                                   | <input type="checkbox"/> 乳剤散布状況           |

#### ● 路面復旧に伴う完了届に添付する写真の撮り方

- 1 写真は原則として横撮りとし、黒板は全ての写真撮影に必要です。
- 2 黒板には工事名・場所・日付け・工種など必要事項を記載し、撮影の目的をはっきりさせてください。

### 【完了検査】

完了届を受理してから60日以内に完了検査を行います。必要のある場合のみ、申請者または施工者の立会いを求めますが、基本的に市で任意に行います。

検査の結果が良好な場合は、その結果について報告はしません。不良と判断した事項がある場合のみ、口頭又は指示書により不良事項の手直しを指示しますので、速やかに再施工をしてください。

#### ● 主な検査事項

- 1 出来形寸法 出来形が許可条件（路面復旧指示）寸法と一致していること。
- 2 平坦性 騒音振動の原因となる段差がないこと。水たまりの原因となるたわみ等がないこと。
- 3 路面標示 区画線、道路標示の復旧が正確に復旧されていること。
- 4 その他 表面のばらつき及びはく離などがないこと。

### 【保証期間】

占用掘削工事の保証期間（道路占用規則第20条）は、検査完了の日から起算して次の期間となっています。

- |         |    |
|---------|----|
| ・舗装道路   | 1年 |
| ・砂利道    | 6月 |
| ・道路の附属物 | 1年 |

- 保証期間内に土木工事に起因した道路の損傷があった場合は、その手直しを口頭又は指示書により指示することになります。また、この損傷により事故が発生した場合は、その損害を賠償しなければなりません。（道路占用規則第21条）